

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月9日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第4号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条の2関係）			別表第2（第7条の2関係）		
項	路線名等	区間	項	路線名等	区間
略			略		
7の3	一般国道2号 (東広島バイパス)	広島市安芸区瀬野南町字一井木山240番2先から <u>安芸郡海田町南大正町1234番8先まで</u>	7の3	一般国道2号 (東広島バイパス)	広島市安芸区瀬野南町字一井木山240番2先から <u>安芸郡海田町浜角2013番先まで</u>
略			略		
7の5	一般国道2号 (木原道路)	尾道市福地町621番3先から 三原市糸崎八丁目466番1先まで	7の5	一般国道2号 (木原道路)	尾道市福地町621番3先から 三原市糸崎八丁目466番1先まで
<u>7の6</u>	<u>一般国道2号</u> <u>(安芸バイパス)</u>	<u>東広島市八本松西三丁目1942番15先から</u> <u>広島市安芸区瀬野南町字一井木山10231番1先まで</u>			
略			略		
79の12	広島市道安芸1区中野瀬野線	広島市安芸区瀬野一丁目239番66先から 広島市安芸区上瀬野南一丁目1788番2先まで	79の12	広島市道安芸1区中野瀬野線	広島市安芸区瀬野一丁目239番66先から 広島市安芸区上瀬野南一丁目1788番2先まで
<u>79の13</u>	<u>広島市道安芸1区上瀬野線</u>	<u>広島市安芸区上瀬野町字大元谷山10001番73先から</u> <u>広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番589先まで</u>			
略			略		

附 則

この公安委員会規則は、令和5年3月19日から施行する。